

平成17年度第2回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

平成17年7月19日(火)午後1時30分から午後3時30分

2 場 所

熊本テルサ2階「りんどう、つばき」

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

木田会長、石田委員、板楠委員、内山委員、江端委員、北園委員、古賀委員、高添委員、林委員、福田委員(13名中10名出席)

(2) 事務局(熊本県環境生活部環境政策課)

福留課長補佐、内東主幹、小田原主幹、東参事、河野主任主事

(3) 事業者等

国土交通省九州整備局6名、熊本県都市計画課3名

(4) 傍聴者等

傍聴者1名、報道関係者1社

4 議 題

「一般国道3号(南九州西回り自動車道)芦北出水道路(水俣IC~県境間)〔都市計画道路ひばりヶ丘袋線〕」環境影響評価準備書について

5 議事概要

(1) 事業及び環境影響評価の概要について

事務局(環境政策課)から、今回の事業概要の説明並びに環境影響評価法に基づくこれまでの手続等の流れについて説明。

(2) 熊本県環境影響評価審査会意見(案)について

主な審議内容は、次のとおり。

[工事計画] 法面

委員

「現存する植物の種子を使用するなど適切な緑化計画について明らかにする必要がある」となっているが、具体的にはどうなるのか。今回の審議を踏まえ、準備書が修正されることになるのか。

事務局

準備書ではなく、次の評価書の段階で生かされることになる。

委員

法面の緑化の話は、準備書の中のどこに該当するのか。

事務局

強いて言えば「景観」の中で法面の修景が該当するものと思われる。

委員

評価項目として緑化を付け加えることはできるのか。

事務局

「景観」か「植物」に該当するもので、新たな項目立てには、なじまないと思われる。

委員

今回の審査会意見（案）は、第1回目の審査会での意見を取りまとめたものなのか。

事務局

第1回目の審査会での質疑応答を踏まえ、再度各委員の方々へ意見照会をさせていただき、回答があった意見を取りまとめたものである。

委員

第1回目の審査会での質疑応答で納得いただいた事項については今回の審査会意見（案）としては記載されておらず、その後の意見照会で回答があった意見を取りまとめたものであり、当該意見の確認を行うということによろしいか。

事務局

そのとおりである。

[水環境] 水質

委員

濁水処理施設は、工事中のものなのか。

事務局

そのとおりである。準備書の9-5-8に記載されているとおり、「掘削工事・トンネル工事の実施による・・・トンネル工事については、濁水処理施設を設け、・・・」の表現を一つにまとめたもので、少しわかりにくいかもしれない。

委員

‘工事中’という文言を加えたほうがわかりやすい。

委員

集中豪雨等予想外の雨量を想定したものなのか。

事務局

想定していないと思われる。

委員	<p>そもそも一般的に集中豪雨時の土砂流出を考慮して計画を立てることがあるのか。処理施設に膨大な容量が必要となり、できないはず。できないことを意見に出せないのではないか。</p>
委員	<p>梅雨明けに実施し、緑化を行い、その翌年の梅雨までに根付けば、大分土砂流出は防げるのではないか。</p>
委員	<p>工事中の土砂流出対策は行われているのか。</p>
事務局	<p>現場に応じた対策がなされているようである。意見については、「<u>工事中の降雨に伴う</u>……。このため、<u>濁水処理施設などを設け</u>……。記述する必要がある。」に修正する。</p>
委員	<p>評価書では、設計断面は示されるのか。また、切土・盛土の厚さがわからない場合もあると思うが。</p>
事務局	<p>事業の内容あるいは事業者の判断次第による。</p>
委員	<p>橋梁の位置、高さは示されないのか。</p>
事業者（国）	<p>今回のアセスは、あくまでルートを決定するために実施している。今後の手続きは、今回のアセスで問題がなければ、航空写真による設計を行い、住民説明会を実施し、住民から同意が得られれば、地形測量を行い、必要に応じて設計の見直しを行う。この時点で初めて橋梁の高さ等が明らかになる。その後、詳細な構造物の設計に移る。</p>
委員	<p>橋脚が河川にかかるかどうかは、いつの時点ではっきりするのか。また、費用対効果の面で、橋脚が河川にかかることになった場合はどうなるのか。その時点では、審査会は終了している。この審査会では、河川にかからないという前提で話をしている。</p>
委員	<p>前回の現地視察では、まだ分からないとのことだったが。</p>
事業者（国）	<p>動植物への影響を配慮しながら、標準的なタイプで評価を行っている。もし、設計の変更があった場合には、準備書の10-1-1の下から3行目に記載しているとおり、「環境に及ぼす影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じることとしているが、現段階で予測し得なかった著しい影響がみられる場合</p>

には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を講じる。」としており、対応を検討したい。

また、アセスの手続きは都市計画の手続きと同時に実施することになっているため、アセスはスタート段階である。現時点では、ルートが決まっていないため、事業費の投入ができず、可能な範囲でアセスを実施している状況である。

[動物・植物・生態系] 動物

委員

ボックスカルバートの大きさはどうなっているのか。

事業者(国)

小田代地区(盛土)では、車が通れるものを1ヶ所(高さ4.7m、幅最低5.0m)、水路を2ヶ所(直径1.0m)設置予定である。

委員

動物専用ではないのか。

事業者(国)

専用とは考えていない。既存の道路や水路の場所に設置することになる。

委員

大きさの基準はあるのか。

事業者(国)

特にないが、動物がよく通るところを考慮して、設計を行っている。

委員

(2)と(5)については、自動撮影装置で撮影された写真は重要な証拠になるので、意見を出したものだ。動物は意外と人間が通るところを通るものだが、盛土などを迂回して通ることもある。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場] 景観

委員

(4)の中で「遮音壁」は「防音壁」が適切ではないか。

事務局

主務省令では「遮音壁」となっているが。

委員

「遮音壁」も「防音壁」の一つだが、道路の脇に作るものは、「遮音壁」を「防音壁」として使用すると表現するのが適切である。

事務局	「遮音壁」を「防音壁」に修正する。
	[廃棄物等]
委員	(1) の内容は 水質 (1) と重複するので、水質 のほうは不要ではないか。また、沈砂地を設けるなど土砂流出防止策について明らかにする必要があるとなっているが、単に土砂流出防災策について十分検討する必要があるで良いのではないか。
事務局	水質 (1) も含め、関係委員の方々と再調整を行うこととする。
委員	残土については廃棄物とするより、できるだけ有効利用するように努めて欲しい。
	[その他]
委員	この準備書は非常に読みにくい。行ったり来たりして読まないといけな。 (2) の「統一性」という表現は、ストーリー性を加味した「統一性・流れ」に修正をお願いしたい。
事務局	そのように修正する。
委員	センテンスの読みやすさだけでなく、図書全体としての読みやすさを考慮して欲しい。

以上

【配付資料】

会議次第

「一般国道 3 号 (南九州西回り自動車道) 芦北出水道路 (水俣 IC ~ 県境間) [都市計画道路ひばりヶ丘袋線]」に関する環境影響評価手続き等について (会議次第裏面)

一般国道 3 号 (南九州西回り自動車道) 芦北出水道路 (水俣 IC ~ 県境間) [都市計画道路ひばりヶ丘袋線]」に関する熊本県環境影響評価審査会意見 (案)

